

消費者基本計画（施策番号 67-2）の検討・取組について

1. 検討事項について

消費者基本計画（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定 平成 24 年 7 月 20 日一部改定）において、公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保を保つ観点から、以下の事項について検討し、取り組むこととされている（別添参照）。

公共料金等に係る情報公開の実施状況のフォローアップ

公聴会や審議会における消費者参画の実質的な確保

料金の妥当性を検証する具体的方法

公共料金等専門調査会は、消費者基本計画に則り、本施策の検討、実施に資するべく、所管省庁からのヒアリング等を踏まえ検討を行う。

2. 今後の調査会日程（案）

2 月 22 日（金）	第 2 回調査会開催	個別公共料金の調査審議（1）
3 月上旬	第 3 回 "	個別公共料金の調査審議（2）
3 月下旬	第 4 回 "	消費者基本計画(施策番号 67-2) に関する考え方の検討

以上

(別添)

消費者基本計画

平成22年3月30日

閣議決定

(平成23年7月8日一部改定)

(平成24年7月20日一部改定)

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
67-2	<p>公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保を保つ観点から、以下の施策について検討し、取り組めます。</p> <p>所管省庁における公共料金等に係る情報公開の実施状況についてフォローアップ</p> <p>公共料金等の決定過程で開催される公聴会や審議会における消費者参画の実質的な確保</p> <p>据え置きが続いている公共料金等を含め料金の妥当性を継続的に検証する具体的方法の検討と実施</p>	<p>消費者庁 消費者委員会 各公共料金等 所管省庁</p>	<p>速やかに着手し、継続的に実施します。</p>